=はじめに=

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する 事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その 内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用してい ただくことを目的として配信しています。

=目 次=

- 1. 重大事故等情報=5件(9月7日~9月13日分)
- (1)乗合バスの車両火災
- (2) 乗合バスの車内事故1
- (3) 乗合バスの車内事故2
- (4) 乗合バスが路面電車と衝突した事故
- (5) 大型トラックと乗用車が衝突した事故
- 2. 国土交通省で作成したマニュアルを集約しました!
- 3. 事業用トラックの事故発生状況を踏まえた事故防止の徹底について
- 4. 高速ツアーバスにおける安全確保の再徹底について(再周知)
- 5. 高速ツアーバスに係る緊急対策の実施について(再周知)
- 6. 平成24年度の自動車運送事業者における先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援のための補助への申請を受け付けています。(再周知)
- 【1. 重大事故等情報=5件】(9月7日~9月13日分)
- (1)乗合バスの車両火災
- 9月8日(土)午前7時55分頃、兵庫県において、同県に営業所を置く乗合バスがバス乗り場で乗客16名の客扱い中、バス後部から出火した。
- この事故による死傷者はなし。

事故当時、当該バス乗り場で乗客が乗降中、バス整理員より当該バス後部から 煙が出ていると知らされたことから、直ちに乗客を避難させた。

その直後、当該バスのエンジンルームの扉を開けたところ、エンジン下部から 炎を確認したことから、当該バスに備えられた消火器で鎮火させた。

(2)乗合バスの車内事故1

9月9日(日)午前8時45分頃、神奈川県において、同県に営業所を置く乗 合バスが乗客60名を乗せて運行中、ブレーキをかけたところ、乗客1名(女 性、88歳)が転倒した。

この事故により、当該乗客が左上腕骨骨折の重傷を負った。

事故当時、当該バスの運転者は交差点に進入した際、交差点左側から自転車が 信号無視で飛び出してきたことから、当該自転車との衝突を避けるために急ブ レーキをかけたところ、当該自転車との衝突は避けられたが、この急ブレーキ により、車内一番前に立っていた当該乗客が転倒した模様。

(3) 乗合バスの車内事故2

9月12日(水)午前11時25分頃、福岡県において、同県に営業所を置く 乗合バスが乗客20名を乗せ運行中、バス停で停車し、降車扱いをしていたと ころ、当該バス停で降車しようとした乗客1名(女性、68歳)が転倒した。 この事故により、当該乗客が右大腿骨骨折の重傷を負った。

事故当時、当該乗客は、両手に手提げバッグを持ち慌てて降車しようとしたため、足がもつれ転倒した模様。

(4) 乗合バスが路面電車と衝突した事故

9月13日(木)午前9時頃、鹿児島県において、同県に営業所を置く乗合バスが回送中に路面電車と衝突した。

この事故による負傷者はなし。

事故現場は、片側3車線の車道と路面電車の軌道が設置してある道路で、事故 当時、当該バスが道路右側の営業所へ入庫するため右折待ちをしていたが、後 方の電停にいた路面電車の交替運転者から右折するよう指示を受けたため、右 折を開始したところ、後方から接近してきた路面電車が当該バスの右側面後部 に衝突した模様。

なお、当該路面電車は、軌道上に堆積した枯葉等で制動距離が伸び、停車する 予定の電停に停車できなかった模様。

(5) 大型トラックと乗用車が衝突した事故

9月9日(日)午後4時20分頃、北海道において、道内に営業所を置く大型トラックが走行中、対向してきた乗用車(レンタカー)と正面衝突した。 この事故により、当該乗用車の乗員3名のうち2名が死亡、1名が重傷を負った。

事故当時、当該大型トラックの運転者は、前方を走行していた車両が道路左側 の店舗に入ろうと減速し左折を始めたことに気付くのが遅れたため、急ブレー キをかけたところ、当該トラックがスリップし対向車線にはみ出した模様。

【2. 国土交通省で作成したマニュアルを集約しました!】

これまで国土交通省で作成した、「乗合バスの車内事故防止マニュアル」や「トラック追突事故防止マニュアル」など、安全教育・事故防止のためのマニュアルを1つのページに集約しました。

今まで保存箇所がバラバラでしたので、ご存じないマニュアルもあるかと思います。

今回、1つのページに各マニュアルの概要とともに分かり易く掲載しました

ので、今後、安全教育などに一層ご活用頂ければと思います!

→ (http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/index.html)

[掲載マニュアル一覧]

- ・H24年4月:自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル
- ・H24年3月:トラック追突事故防止マニュアル
- ・H23年7月:乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル
- ・H22年7月:事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル
- ・H21年10月:映像記録型ドライブレコーダ活用手順書
- ・H21年7月:トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル
- 【3. 事業用トラックの事故発生状況を踏まえた事故防止の徹底について】

国土交通省では、これまでも「事業用自動車総合安全プラン2009」に基づき、事業用自動車の事故防止対策を推進しているところですが、平成24年 上半期の事業用トラックが第一当事者となる死亡事故発生件数が増加傾向にあります。

夏の行楽シーズンに伴う交通量の増加が見込まれたことから、より一層事故 防止対策に取り組む必要があるため、平成24年8月に、トラック事業者にお ける安全対策及び事故防止の徹底を図るため、事業者団体に対し要請を行いま したのでお知らせ致します。

 \rightarrow (http://www.mlit.go.jp/common/000220674.pdf)

【4.高速ツアーバスにおける安全確保の再徹底について】

本年8月2日に東北自動車道で発生した高速ツアーバス事故を受け、同種事故の再発を防止するため、交替運転者の配置基準の遵守をはじめ、輸送の安全に万全を期すよう、国土交通省は高速ツアーにおける安全確保の再徹底について、公益社団法人日本バス協会及び高速ツアーバス連絡協議会に対し、通達を発出しましたのでお知らせいたします。

→ (http://www.mlit.go.jp/common/000219969.pdf)

【5. 高速ツアーバスに係る緊急対策の実施について】

本年4月29日に関越自動車道で発生した高速ツアーバス事故を受け、国土交通

省では、本年6月11日に「高速ツアーバス等貸切バスの安全規制の強化について」を決定し、「今夏の多客期の安全確保のための緊急対策」等をとりまとめました。また、当該緊急対策の実施に関し、6月29日以降で以下の通りの措置を講じました。これらについてお知らせ致します。

- 〇「高速ツアーバス等貸切バスの安全規制の強化について」(6月11日公表)
 - → http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo10 hh 000030.html
- 〇「高速ツアーバスに係る緊急対策の実施について」(6月29日公表)
 - 1. 高速ツアーバス運行事業者リストの作成・公表及び同リストの活用
 - → 高速ツアーバス運行事業者リストを公表

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000010.html)

- 2. 旅行業者・貸切バス事業者間の書面取引の義務化
 - → 省令・告示の公布(http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha tk2 000008.html)
- 3. 「高速バス表示ガイドライン」の策定
 - → ガイドラインの策定・公表

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha tk2 000009.html)

- 4. 「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」の策定
- → ガイドラインの策定・公表

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000011.html)

- 5. 旅行業法の制度の見直しによる安全対策強化
 - → 省令の公布 (http://www.mlit.go.jp/common/000216017.pdf)
- 6. 「高速ツアーバスの安全通報窓口」の設置
 - → 通報窓口の設置(http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000006.html)
- 〇「高速ツアーバス等の過労運転防止のための交替運転者の配置基準等の策定について」(7月18日公表)
 - → 関係通達の改正 (http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000097.html)
- ○「高速ツアーバスの利用者に向けた安全に関する情報の提供について」(7月 18日公表)
 - → 利用者向け安全情報の提供 (http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000098.html)
- 【6. 平成24年度の自動車運送事業者における先進安全自動車(ASV)の 導入に対する支援のための補助への申請を受け付けています】

国土交通省では、自動車運送事業者における交通事故防止のための取り組み を支援する観点から、平成24年度における事故防止対策支援事業を実施する こととなりましたのでお知らせします。

〇補助対象事業者、補助対象機器、申請方法等、補助制度の内容につきまして は、以下のリンク先をご覧下さい。

先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_24.html)

【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車局安全政策課

* このメルマガについてのご意見は、< jiko-antai@mlit.go.jp >までお 寄せください。

よくある質問(配信登録の解除方法等)

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html)

【参考】

*自動車局ホームページ

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html)

* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。 そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

- ・ホームページ受付 (www.mlit.go.jp/RJ/)
- フリーダイヤル受付 0120-744-960

(平日9:30~12:00 13:00~17:30)

- ・自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)
- * 自動車のリコール等の通知等があったときは!

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール 又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表 されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが 必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、 自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますの で、忘れずに修理を受けましょう。

